

# 視察研修・研修会等報告書

議席番号（ 11 ） 議員名（ 小林 勇治 ）

1 令和2年1月22日（水）～24日（金） （日数 2泊3日）

## 2 場 所

- （1）22日（水）滋賀県高島市
- （2）23日（木）滋賀県長浜市
- （3）24日（金）滋賀県米原市

## 3 視察、研修事項

- （1）高島市・・・空き家等対策における略式代執行について
- （2）長浜市・・・中心市街地における空き家の活用の現状と市街地活性化策視察について
- （3）米原市・・・移住政策について

## 4 面 接 者

各、視察研修・研修会の成果に記載

## 5 視察研修、研修会の成果

### （1）高島市

人口49,628人、面積693.05km<sup>2</sup>、人口密度71.6人

滋賀県高島市は、琵琶湖の北西部に位置し、古来、京都・奈良の都と北陸を結ぶ交通の要衝として栄えました。中でも陸上交通は比叡・比良山麓を湖畔に沿って走る西近江路や、日本海で水揚げされた鯖を運搬したことから「鯖街道」と呼ばれた若狭街道での往来が盛んでした。また、この地は大津方面への湖上交通の拠点でもあったことから、港町や宿場町としても賑わいました。

気候的には、日本海側に近いことから冬季の寒さは厳しく、積雪量の多い日本海気候となっています。また、晩秋には「高島しぐれ」と呼ばれる降雨がしばしばあります。

歴史の面では、近江聖人と称えられた日本陽明学の始祖、中江藤樹先生生誕の地として知られているとともに、数多くの高島商人（近江商人）を送り出した土地柄でもあります。

面接者

高島市役所 市民生活部 市民協働課長 定住推進室長 新旭振興室長 次長  
饗庭 眞二 様

高島市役所 市民生活部 市民協働課 定住推進室 主任 石田 裕樹 様


高島市議会事務局 事務局長 日置 武司 様

” 主任 竹井 由紀 様

(ア) 空き家等対策における略式代執行について

① 本市の空家等の実態

- 平成28年度空家等実態調査結果より（外観目視による）



空き家等 ランク	空き家等件 数	具体的内容
A	216件	おおむね築20年以内、大きな修繕なしで再利用可
B	647件	おおむね築20～35年、一部の修繕で再利用可
C	613件	おおむね築35年以上、大きな修繕が必要
D	164件	周囲に悪影響を及ぼしている（倒壊危険小）
E	49件	周囲に悪影響を及ぼしている（倒壊危険大）
合計	1,689件	

**危険度が上がる！**

## ② 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成27年2月施行）

- 空家等の所有者等の責務

空家等の適切な管理に努めるものとする。

- 市町村の責務

空家等対策計画の作成及び計画に基づく対策の実施、その他空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

## ③ 高島市空家等対策計画（基本計画）

方針1 所有者等の意識の涵養と予防対策の推進

方針2 地域住民・民間事業者と連携した特定空家等にしないための取り組み

方針3 暮らしの安心を守るための特定空家等に対する取り組み

方針4 市民等からの空家等に関する相談窓口の設置

方針3 暮らしの安心を守るための特定空家等に対する取り組み

- 特定空家等は、適切な管理が行われず地域住民の生活環境に悪影響を及ぼしていることから、市長は地域住民の生命、健康、財産の保護を図り、健全な生活環境の保全を図るため、必要な措置を講じます。
- 特定空家等の判断については、空家等対策措置法および「特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）」に基づき、「特定空家等判定方法（基準）」に定め、高島市空家等対策協議会（空家法第7条第1項の協議会）で意見を求め市長が決定します。

- 特定空家等の判定にかかる立入調査（法第9条第2項）の実施
  - ・【平成29年度】平成28年度空家等実態調査から、最も状態の悪いEランクの空家49件
  - ・【平成30年度】Dランク（164件）、Cランク（613件）のうち、通学路や住宅密集地から周囲への影響の度合いが特に高いもの40件（優先順位をつけて）
- 立入調査についてプロジェクトチーム（市プロジェクトチーム5人）

構成員	役割等
市民協働課長が指名する者	空家等対策主管課
環境政策課長が指名する者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・著しく衛生上有害となる恐れがある状態</li> <li>・周辺の生活環境の保全を図る為に放置することが不適切な状態</li> </ul>
都市政策課長が指名する者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・著しく保安上危険となるおそれのある状態</li> <li>・著しく景観を損なっている状態</li> </ul>
その他市長が必要と認める者	
ア滋賀県被災宅地危険度判定士	<ul style="list-style-type: none"> <li>・著しく保安上危険となるおそれのある状態</li> </ul>
イ建築士資格を有する者（外部）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・著しく保安上危険となるおそれのある状態</li> <li>・著しく衛生上有害となるおそれのある状態</li> </ul>

- 高島市特定空家等判定基準

「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態」であるか否かの判断に際して参考となる基準

- 立入調査項目

1 そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態

(1) 建築物の倒壊等

建築物の著しい傾斜、基礎及び土台、柱、はり、筋かい、柱とはりの接合等

(2) 屋根、外壁等の脱落、飛散等

屋根ふき材、ひさし又は軒、外壁、看板、給湯設備、屋上水槽等、屋外階段またはバルコニー、門又は塀、擁壁

2 そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態

(1) 建築物又は設備等の破損等が原因

(2) ごみ等の放置、不法投棄が原因

3 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態

(1) 既存の景観に関するルールに著しく適合しない状態

(2) その他、周辺の景観と著しく不調和な状態

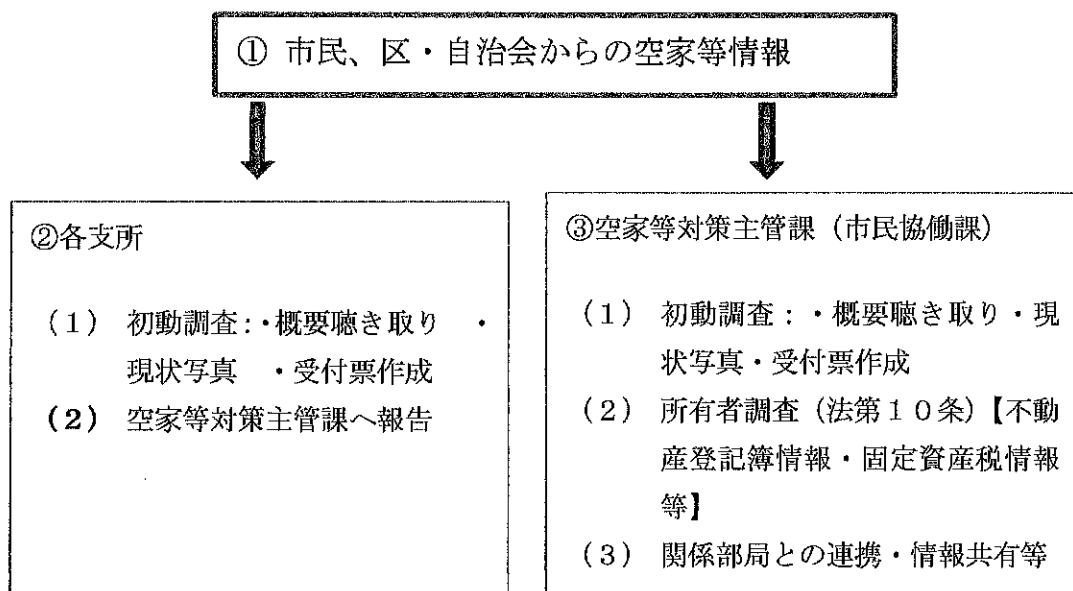
4 その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

(1) 立ち木が原因

(2) 空家等に住み着いた動物等が原因

(3) 建築物等の不適切な管理等が原因

④ 特定空家等の認定および措置までの流れ



④所有者等へ適正な管理の通知(市民協働課)(法第12条)



⑤改善

改善されない場合は、再度通知

- 所有者による改善対応がされず、周囲に著しく悪影響を及ぼす空家等

⑥高島市空家等対策庁内連携会議

- (1) 空家等に関する庁内での情報共有及び具体的な施策の協議検討
- (2) 高島市空家対策等対策協議会提出案件の確認

⑦空家等対策プロジェクトチーム

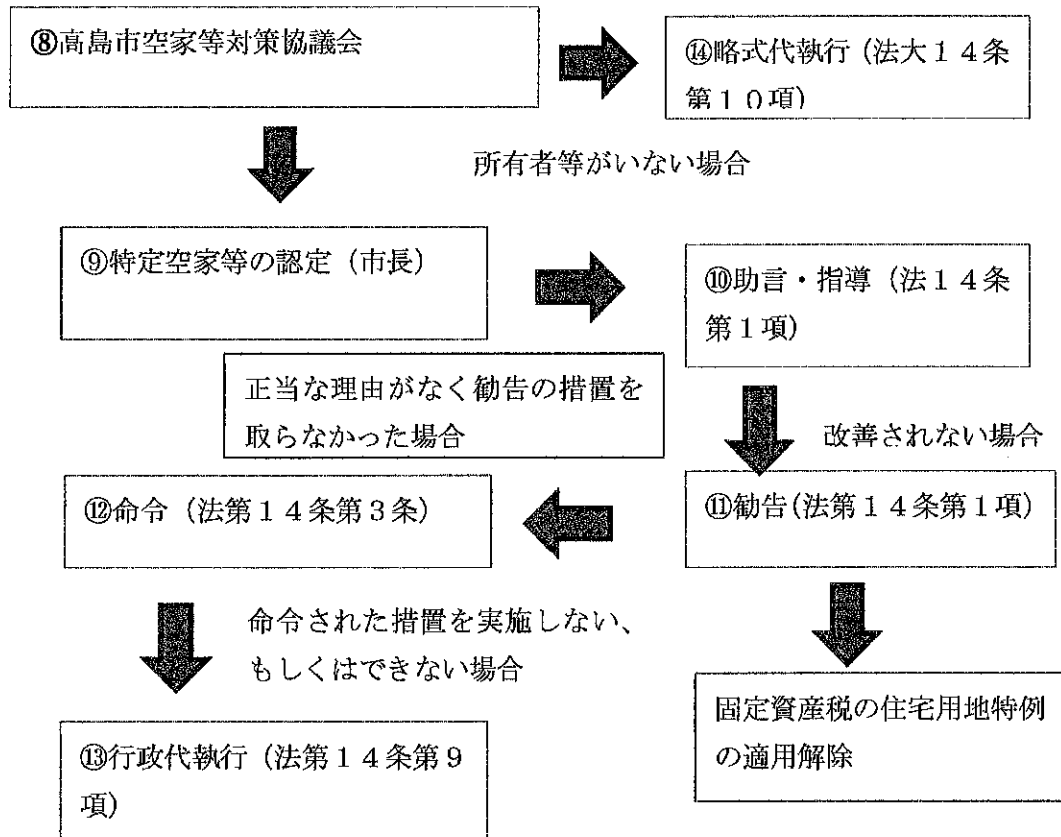
特定空家等の認定にかかる立入調査に関すること 等

- (1) 机上調査：通学路や住宅密集地から周囲への影響度合いの高いもの約50件の優先順位を決定
- (2) 上記への立入調査の実施

⑧高島市空家等対策協議会(法第7条)

- (1) 特定空家等の認定にかかる協議等
- (2) 構成員(13名)

市長、市議会議員、区・自治会長、大学教授、滋賀県弁護士会、滋賀県建築士教会、滋賀県司法書士会、滋賀県土地家屋調査士会、滋賀県不動産鑑定士協会、滋賀県宅地建物取引業協会、大津法務局、高島市民生委員児童委員協議会連合会、高島市空き家活用促進協議会



- 法第14条10項の規定により略式代執行をするための要件

- ・ 過失なくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができないこと（相続人調査、相続人全ての相続放棄の確認）
- ・ その措置が、他人が代わってすることができる作為業務（代替的作為業務）であること

- 略式代執行にかかる事務手続き

事前の公告

法14条第10項に基づく代執行を行う場合においては、相当の期限を定めて

- ・ 当該措置を行うべき旨

- ・その期限までに当該措置を行わないときは、市町村長またはその措置を命じた者もしくは委任した者がその措置を行うべき旨

官報掲載 1, 040円 (一行につき)

● その他対応内容

- ・地元区への説明：工事期間・方法の説明、跡地の管理について
- ・相続放棄者への通知：特定空家等に対する法的な措置、跡地の管理について
- ・記者提供資料、工事にかかる届出など

⑤ 特定空家等の措置状況と所有者による対応

平成29年立入調査 49件

区分		総数	特定空家	解体済	解体予定	解体検討
措置内容	略式代 執行	2	2	2		
	指 導 (法 14-1)	5	5	2		1
	助 言 (法 12)	18	6	3		6
	情報提 供(法 12)	18		1	1	2
立入調査 後に自ら 解体		6		6		
計		49	13	14	1	9



平成30年立入調査 40件

区分		総数	特定空家	解体済	解体予定	解体検討
措置 内容	略式代 執行					
	指 導 (法 14-1)	4	4	2		1
	助 言 (法 12)	7	4	2		1
	情報提 供(法 12)	21				
立入調査 後に自ら 解体		1		1		
空家等 はない		7				
計		40	8	5		2

平成29・30年立入調査 計89件

区分		総数	特定空家	解体済	解体予定	解体検討
措置 内容	略式代 執行	2	2	2		
	指 導 (法 14-1)	9	9	4		2
	助 言 (法 12)	25	10	5		7
	情報提 供(法 12)	39			1	2

12)					
立入調査 後に自ら 解体	7		7		
空家等 ではない	7				
計	89	21	18	1	11

⑥ 空き家対策総合支援事業

空家等対策計画に基づき実施する空き家の活用や除却などを地域のまちづくりの柱として実施する市町村にたいして、国が重点的・効果的な支援を行うため、社会資本整備総合交付金とは別枠で措置

補助対象市町村

- ① 空き家対策特別措置法に基づく「空家等対策計画」を策定している
- ② 空き家対策特別措置法に基づく「協議会」を設置するなど、地域の民間事業者等との連携体制がある など

補助対象事業 【上記計画に基づく事業】

- ① 空き家の活用（例：空き家を地域活性化のための観光交流施設に活用）
- ② 空き家の除却（例：ポケットパークとして利用するための空き家の解体）
- ③ 関連する事業（例：周辺建物の外観整備） など

事業主体・補助率

	活用	除却
地方公共団体	1 / 2	2 / 5
民間事業者等（地方公共団体補助の1/2以内）	1 / 3	2 / 5

⑦ 略式代執行において国庫補助金を活用する場合の留意点（平成30年6月13日付国土交通省通知）

- 地方公共団体が行う略式代執行を補助対象

※ただし、将来、略式代執行に要した費用の回収が見込まれる場合を除く

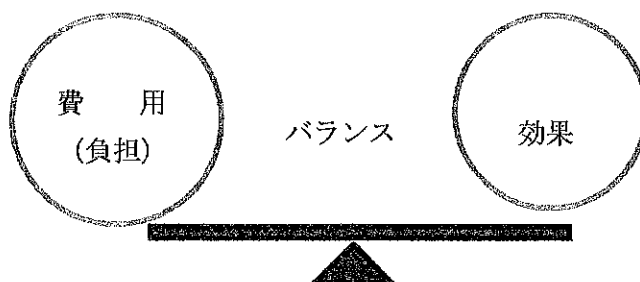
- 将来の補助金返還を予定（費用の回収が見込まれる場合）しているものは国庫補助の対象とすることは適当ではない
  - 財産管理制度に基づく清算手続きを活用し、費用回収できるよう努めること
- ・・・国庫返還が生じる

⑧ 略式代執行にかかる費用対効果の視点

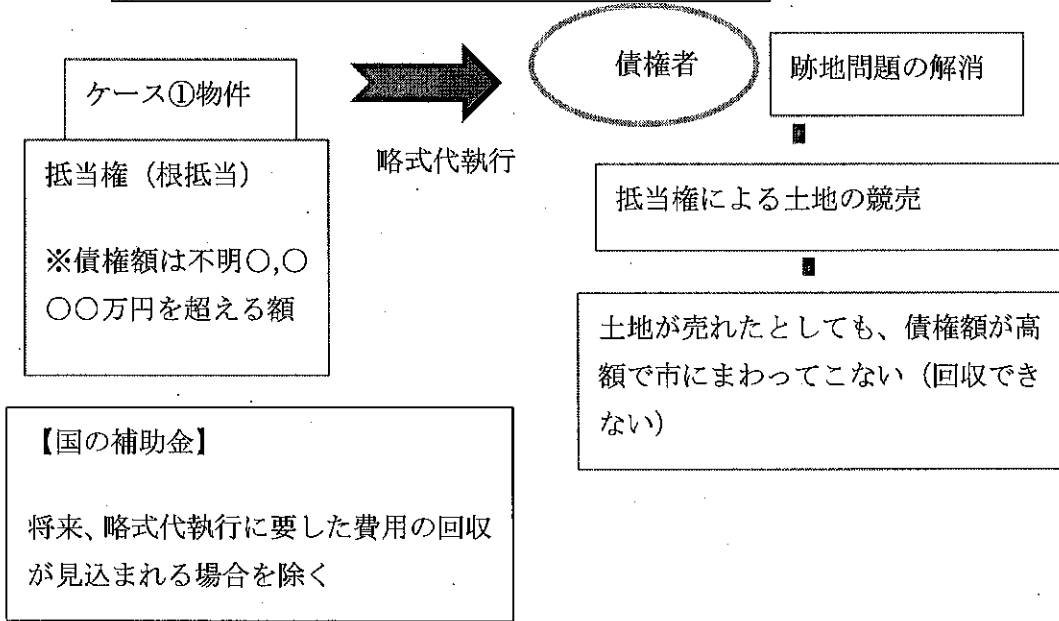
ケース①・②

- ・費用の回収が見込めるか（国の補助金がもらえるか、後に国庫返還とならないか）
- ・解体後に跡地の課題が残らないか（抵当権者による競売が見込めるか）
- ・解体後に買い手が見つからないような土地か（近隣住民に取得の意向がないか）

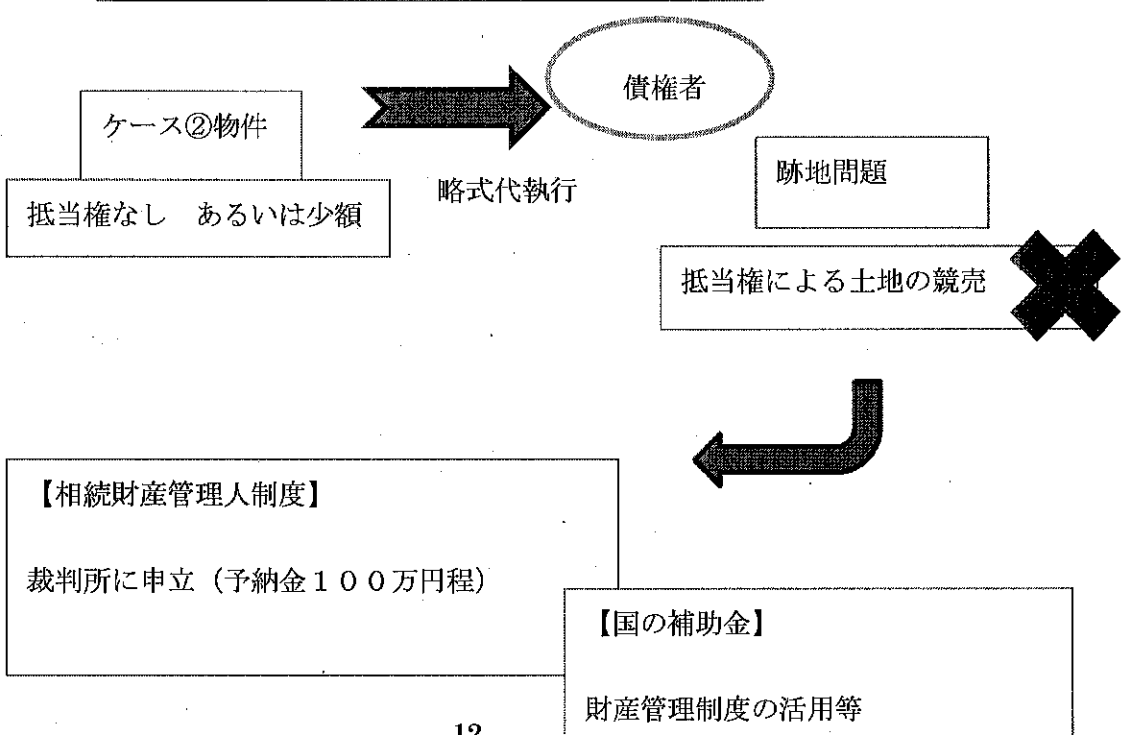
ケース③：財産管理人制度の活用

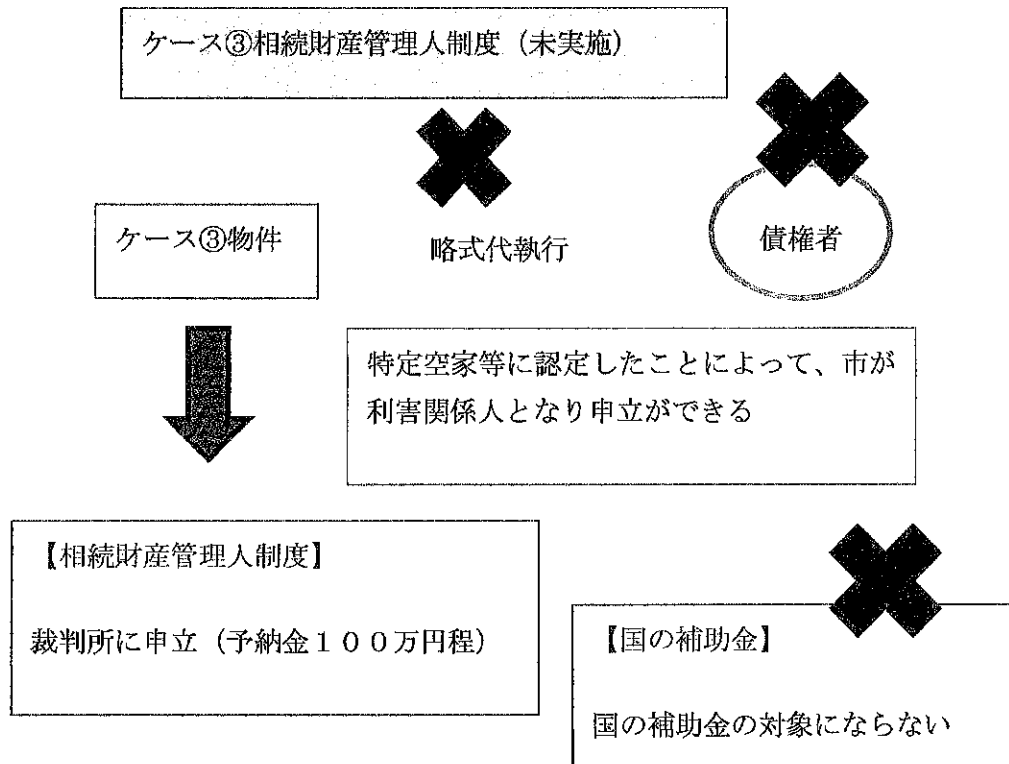


ケース① ※略式代執行 (平成29年)



ケース② ※略式代執行 (平成30年)





《 所感 》

滋賀県内で初の略式代執行について担当者より、実務の実際を具体的にご指導いただいた。本市の抱えている空き家対策についての良い事例となった。空き家の解決策としての略式代執行も検討課題であると感じた。

## (2) 長浜市

面会者：長浜まちづくり株式会社 コーディネーター 吉井茂人 様

### (ア) 中心市街地における空き家の活用の現状と市街地活性化策視察について

長浜30年の歩み ―歴史的要素と個性的なまちづくり―

- 1、はじめに：長浜は、JR東海道線と北陸線の分岐点米原駅から北に三つ目の駅である。駅前通りを東へ進んだところに北国街道が南北に走り、北へ入った一つ目の辻から谷汲街道が東へ走っている。

この一帯に広がる中心市街地に、複数の商店街が存在している。かつては「浜行き」と言われ、湖北地方を中心とした近郷の人々の買い物や憩いの場であり、かなり繁栄していた。しかし都市構造の変化に伴い、昭和50年代から60年代(1975～1985年)にかけて衰退が目立つようになった。これらの商店街の再生過程(中心市街地活性化)には、多種多様な多くの人たちが関わることにより成し遂げられた。

今、長浜の中心市街地は、衰退していた昭和期後半には想像できなかったくらいの変貌を遂げている。

1975年以降、車社会時代に拍車がかかり、中心市街地にあった、行政機能、文化機能などの公共公益施設および民間施設の郊外移転が加速した。このため雑多な複合機能を有していた中心市街地には商業のみの単一機能のみが残ることになり、これに伴って中心市街地が衰退し、まちの中からヒトが姿を消し、モノが残るのみとなった。

それが今では、官民一体となったまちづくりの推進により、そして商店街が地道な取り組みを続け、黒壁(のちに詳述)のパワーある事業展開が相乗効果を生み出し、点から線へそして面的な広がり、ほとんどゼロであった観光客数が年間200万人となる賑わいを回復してきた。多くの人々が訪れることでビジネスチャンスが生まれ、市民に刺激を与えるだけでなく心の支えともなり、

民間投資が促進されるようになった。結果130件もの空き家・空き店舗・更地活用につながり、賑わい性の回復を図ることが出来た。

## 2、 まちの変化と方向性の理念

1979年（昭和54）年秋、中心市街地に立地する二つの大型商業施設から郊外への出店申請があった。当時、車社会が加速し、すでに市域の郊外への拡散が進み、都市中心部の重心移動が郊外へと進みつつあった。また産業界全般が低調であり、都市全体の活性化策が求められていた時である。そして、この出店申請は中心市街地商店街の人たちに強い危機感をもたらすことになった。活性化策と出店申請の調整が進むにつれ、都市活性化の考えが一つの方向に収斂していった。

翌年の1984年3月、個性と魅力ある都市活性化を進める「博物館都市構想」が策定された。これは、市民が育んできた文化や伝統的なまちの雰囲気や現代の生活の中に生かして、まち全体を博物館のように魅力あるコトやモノで覆い、個性ある美しいまちとして住み続けようというものである。この構想が市民にも共有され、その後の中心市街地活性化事業に拍車をかける事になった。

## 3、 まちづくり（都市活性化）三つの流れ

博物館都市構想のもとに進められたまちづくりの試みには三つの流れがある。

### （1） 商店街、商工会議所、市役所の連携

商店街、商工会議所、市役所3者が一体となり、商業振興と中心市街地商店街活性化を目指す方向である。垂直型思考を水平型思考に変え、時の流れを検証することによって都市魅力創出の方向性を示すとともに、事業具現化の仕掛けとして次の三つの事業を継続して行った。このことがまちの人達に理解され、その後の事業実施の端緒となった。

### 三つの仕掛策

- まちかど整備事業（1986年）：快適な空間創出（ポケットパーク）
- 民間交流使節団（1986年）：人的ネットワークの拡大（先進地視察）
- 商業観光パイロット推進事業（1987年）：景観形成ファサード整備支援（名称変更：長浜市伝統的町並み景観形成事業：継続）

### 方向性を示すプラン策定

- 1984年 博物館都市構想
- 1985年 長浜地区商業近代化地域計画（基本計画）
- 1987年 中心市街地核再生プロジェクト構想（2000年10月：曳山博物館竣工）
- 1991年 長浜地域商業近代化地域計画（実施計画）（大店法改正スケジュール）
- 1998年 長浜市中心市街地活性化基本計画（まちづくり三法施行）
- 2006年 都市再生モデル事業（新町家スタイル）
- 2009年 第1期長浜市中心市街地活性化基本計画（改正まちづくり三法：コンパクトシティ）
- 2010年 長浜市景観条例 歴史的風致維持向上計画
- 2012年 長浜市野外広告物条例
- 2013年 第2期長浜市中心市街地活性化基本化計画



## (2) 21 市民会議

青年会議所OBが中心となって、次の大きな夢プロジェクトを提案した。

- イ、 JR 直流化：長浜発・着の電車（1991 年 9 月実現）
- ロ、 長浜ドーム球場の建設（1992 年 3 月竣工）
- ハ、 大学誘致（2003 年 4 月開学）

この市民運動は、プロジェクトを具現化する息の長い活動となっただけではなく、多くのまちづくりリーダーを生み出すことにもなった。黒壁設立時の主力メンバーもここから生まれている。

## (3) 株式会社黒壁の設立

1900（明治 33）年に建てられた洋風土蔵建造物（旧第百三十銀行）の保存問題がきっかけとなって、企業化と市の出資により第 3 セクターとして設立された。

黒壁はパワーあふれる事業展開で、まちづくりの力強い牽引車となった。

## 4、黒壁の事業展開 —まちづくりの視点と成果—

1987 年（昭和 62）年に旧第百三十銀行、通称「黒壁銀行」の解体案が浮上した。この建物は「第百三十銀行長浜支店」として北国街道の札の辻に建てられた土蔵造りの洋風建築で、この外壁が黒漆喰仕上げであったことから「黒壁銀行」の愛称で人々に親しまれて来たものである。市民の間から保存を望む強い声上がり、黒壁銀行を保存活用することで活性化の拠点施設とすべく、1988 年（昭和 63）年 4 月「株式会社黒壁」が誕生した。資本金の 1 億 3 千万円は、民間から 9 千万円、市が 4 千万円を出資している。設立までの議論を

ふまえて、「国際性」「歴史性」「文化芸術性」をコンセプトとし、黒壁は社長提案でガラス工芸を軸に事業展開をすることになった。

1989（平成元）年7月1日、建物を原型修復した黒壁ガラス館とガラス工房、レストラン、広場の4施設がオープンした。その後、直営・共同経営・テナント方式・冠方式の形で多様な店が集まり、ノスタルジックな趣が漂う「黒壁スクエア」を形成することになった。

黒壁ガラス館を1号店としてスタートし、現在では30号店までとなっているが、店舗のほとんどが空き家や空き店舗を修復したものである。現在、黒壁の出資金は5億4千万円となり、民間で3億5千万円、市が1億9千万円の構成となっている。

大型店舗問題に端を発した長浜のまちづくりではあるが、単なる商店街の活性化の枠組みにとらわれず、都市活性化という視点で中心市街地の活性化を図ってきたことが地域の経済効果を高め、この町づくりの特色でもある非小売商業者の人々からの投資へとつながっていった。これは、言うまでもなく、長浜の誇る曳山文化をはじめとするさまざまな文化とまちへの愛着があったからであり、時代の節目でその変化に対応する長浜人気質が受け継がれている証でもある。黒壁のダイナミックな事業展開は、まさに現代版町衆の力の結果であり、強力な施設となった。

都市機能とは「人と物と情報の集積」と言われているが、空き家や空き店舗を活用することにより、都市機能の増進を図ってきた。

しかし、厚みのある魅力創出にはまだまだ課題や問題点が山積している。事実、今日まで多種多様な事業主体による投資が相乗効果を生むことによって成果をあげてきたが、真の限界性への回復には至っていない。

## 5、まちづくりへの再チャレンジ

毎年、能力の範囲内で投資を重ねることによりまちが絶えず変化してきたが、これが新たな情報発信につながり、来訪者の極端な落ち込みとならずまちの賑わい性を継続してきた。活性化してきた中心

市街地は「観光」という切り口で評価をえているが、あくまでも都市活性化と中心市街地再生（商業観光）を目的としたものであって観光産業を目的としたものではない。黒壁事業にしても、工房を最初から抱えて「ものづくり」への視点を持ち合わせたものである。

とはいえ、外的要因による来街者数の減少傾向などが課題となり、問題となっているのも事実である。つまり内的活性化を目指しているものの外的要因に大きく影響されているわけである。これでいいのだろうか、これまで不安を抱いていた。そんななかで、タイミングよく「まちづくり三法」の改正がなされた。地方都市の中心市街地に関わる者にとっては、この法律改正は画期的なものであった。

この機会を失することなく、今日までの投資が無に帰することなく、真の限界性の回復と持続性のあるまちづくりを推進するべく、取り組むこととなった。地域の人々に理解を得るために、フォーラムやヒヤリングを重ねる等様々な準備を行い、2007（平成19）年1月に、長浜市中心市街地活性化基本計画策定委員会が設置された。翌年1月に中心市街地活性化協議会を、㈱黒壁と商工会議所が共同で設置した。

活性化協議会では3部会（駅周辺整備・まちなか居住・交流人口拡大）を設け、1年間にわたって民間事業について実態調査・候補地の抽出・ゾーニング・具体的事業の企画を行い、市に対して提案を行った。市はそれを受けて長浜市中心市街地活性化基本計画をまとめ、2009（平成21）年5月に国へ申請。同年6月30日に認定を受け、次なる展開への期待感が生まれた。また並行して同年8月10日には、中活エリア180ha内のトータルマネージメントを行う、長浜まちづくり㈱を設立した。

民間の具体的事業は第1期・2期と合わせて施設整備20事業、調査事業1事業を実施し、その他3事業を行ってきた。事業は文化施設、宿泊所、地産地消、シェアハウス（居住）、交流拠点施設、テナントミックス等の整備である。

2017年3月末には第1種市街地再開発事業として、「えきまちテラス」が竣工し、7月29日にグランドオープンとなった。さらに元浜町13番区の再開発企画も進められている。

## 6、おわりに

長浜のまちづくりは初期段階（1984～2000年）、中期段階（2001～2007年）、そして中心市街地活性化法に基づく3期段階（2008年4～）に分ける事ができる。その間小規模連鎖型事業（景観形成）を数多く実施していた。

このように3期にわたった官民の連携した投資により、都市活力を維持しているが、各種統計調査（国勢・商業・工業・観光バス駐車台数・駅乗降客数・中心市街地空き家数等）見ると、課題・問題点が山積している。一例では中心市街地180ha内には200棟強の住宅系空き家および相続人の確定がない物件、そして建築確認申請における接道関係問題等が存在している。

以上のような課題解決を念頭に、これからの持続ある都市魅力創出（経済変動に強い複合的機能）には抜本的な施策と対応および尚一層の知恵と多くの人々との連携およびエネルギーが求められていると共に、エリアマネジメントの必要性が生じている。

## 〈 所感 〉

中心市街地の活性化というまちづくりの明確な目標を持ったことが、黒壁事業、空き家対策、観光と広がりを見せたのだと伺った。事の始まりは一人の篤志家から「長浜に城を造ってほしい」との依頼があり1億5千万円の寄付が寄せられ、それに市民が賛同して総額4億3千万円にも及び、400年ぶりに3層5階建ての長浜城歴史博物館として建った。1983（昭和58）年市政40周年記念事業での事であった。この時の市民の盛り上がり、中心市街地活性化事業のけん引力となっていった。そして、黒壁事業と繋がり、空き家がお店などに再利用されていくことになった。そして、多くの観光客でにぎわうようになる。

長浜市民が一つになって中心市街地活性化に取り組んでいく流れを見させていただいた。矢板市市民も一つのビジョンに向かって結束すると、きっと素晴らしいまちづくりができるものと思いました。

### (3) 米原市

米原市は滋賀県東北部地域の中心に位置し、面積は 250.39 km<sup>2</sup>（うち琵琶湖の面積は 27.32 km<sup>2</sup>）で、県土全体の 6.23%を占めています。百名山のひとつである伊吹山とその南には霊仙山がそびえ、総面積の 63%を占める森林（森林面積 158.04 km<sup>2</sup>）にたくわられた水は、清流姉川や天野川となって地域を流れ、母なる琵琶湖に注ぐという、水と緑に包まれた自然豊かな地域です。

#### 面会者

米原市議会 副議長 今中力松 様

米原市議会事務局 局長 木村浩樹 様

米原市 地域振興部 米原近江地域協働課 課長補佐 磯部修 様

同上

主査 香取顕崇 様

#### (ア) 米原市における空き家対策の現状と課題について

##### ① 米原市の概要

##### (1) 米原市の概要

面積：250.39 km<sup>2</sup> 居住地面積：65.21 km<sup>2</sup> 人口：38,992 人

人口密度：155.73 人/km<sup>2</sup> 接府県：京都府、福井県、岐阜県、三重県

##### (2) 米原市の特徴

- ・ 2005 年、旧 4 町が合併して米原市となる。
- ・ 湖北エリアに位置。

- ・滋賀県唯一の新幹線の駅を有するほか、JR東海・西日本・近江鉄道が乗り入れ。また、名神高速道路・北陸自動車道ICも立地するなど、近畿エリアにおける広域交通の要所。

- ・西に琵琶湖、北に伊吹山(1,377m)、南に霊仙山がそびえる。

- ・総面積の6割が森林。湖岸部は降水量は少ないが、息吹エリアは降雪の世界記録を持つほどの我が国屈指の豪雪地帯。

- ・250を超える滝や湧水が存在する水源の里。

- ・日本で唯一の特別天然記念物に指定されるホタル発生地。

- ・米、伊吹そば、ビワマスなど豊かな水資源を生かした特産品が存在。

## ② 市内の空家等の現状

### (1) 市内の空家等の状況

- ・市内の空家は、ここ10年で急増しています。

- ・空家現地調査により空家の約1割は解体が必要な状態であることが分かっています。

- ・自治会長様へのアンケート調査においても、約4割の自治会が、自治会内で空家が問題となっていると回答されるなど、空家に対する市民の不安は年々高まっています。

	H19	H26	H28	H29	H30
米原地域	42	244	232	225	243
山東地域	80	201	219	249	246
伊吹地域	61	174	178	110	157
近江地域	57	148	178	146	190
合計	240	767	807	730	836

\*米原市全体の空家率は7%程度で、全国平均13.5%よりは低くなっています。しかし、市内一部地域では空家率が50%を超えるところもあり（4集落）、喫緊の課題となっています。

## (2) 法律・例規整備状況

年月	内容
H26年3月	米原市空家バンク（まいばら空き家対策研究会）運用開始
H26年11月	空家等対策の推進に関する特別措置法公布
H27年5月	空家等対策に関する特別措置法全面施行
H27年7月	米原市空家等の発生予防、管理及び活用の推進に関する条例施行
H27年8月	米原市空家等の発生予防、管理及び活用の推進に関する条例施行規則施行
H28年3月	米原市空家等対策計画策定 “空家にしない、させない、ほっとかない” を基本理念とした取組を推進
H29年12月	米原市特定空家等判定基準策定

### ③ 空家等を放置することのデメリット

#### (1) 建物の劣化と種変地域への悪影響

- ・日常的に人が使わない建物は、劣化が進行します。普段使用していない建物に不具合が生じたとしても、お金をかけて補修したりしないため、結果的に活用しようと思っても活用できない空家になってしまいます。

- ・強風等による屋根や外壁材等の落下など、事故の原因になります。

- ・放火による火災の心配や、不審者の侵入など、治安悪化の原因となる可能性があります。

- ・草木の繁茂、獣害（野生動物が棲みつくなど）、害虫の発生、ごみの不法投棄などの、衛生面での悪影響が心配されます。
- ・老朽化が進むと、地域の景観にも悪影響を及ぼします。

## (2) 損害賠償請求の可能性

- ・家屋が倒壊や外壁材の落下などにより、隣の家屋への被害や人身事故が発生した場合、空家所有者は損害賠償責任を負う可能性があります。

## (3) 特定空家の認定

- ・老朽化がかなり進行し、市から特定空家等に認定された場合、市から空家管理に対する指導や解体命令、行政代執行（強制的な取壊し）などを受ける可能性があります。その場合の費用は、所有者負担となります。
- ・特定空家等に認定されて、市から勧告を受けると、固定資産税の減免措置は受けられなくなり、税額が高くなります。

### 「特定空家等」の基準とは

- 崩壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- 著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- 適切な管理が行われないことにより著しく景観を損なっている状態
- その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態



#### ④ 空家バンク（まいばら空き家対策研究会）

##### （1）まいばら空き家対策研究会とは

- ・空家の増加による様々な地域課題を解決していく事を目的に、平成26年3月に活動を開始しました。
- ・米原市からの委託を受けて空家所有者や移住希望者からの相談窓口として、空家バンクを運営しています。
- ・空家所有者と移住希望者のご縁をつなぎ、空家活用に向けて、双方を丁寧にサポートしています。
- ・空家等に関する情報発信はもちろん、家の歴史や持ち主の想い、地域の環境などを伝え、面談や自治会長への紹介などを通じて、移住者と地域のミスマッチを防ぐ取組を行っています。

##### （2）まいばら空き家対策研究会が大事にしていること

- ・不動産さんではありません。・・・私たちは、「地域」との仲人であり、住みたい人と持ち主の気持ちの仲人です。移住希望者は直接地域へ足を運んでいただき、家だけでなく、地域に馴染んでいただけるよう、お一人お一人とお話しします。
- ・自治会と連携して活動しています。・・・自治会長と情報共有し、地域と協力して空き家の活用を進めます。移住希望の方には事前に自治会面談をしていただき相互理解を図ります。
- ・わたしたちが丁寧にサポートします。・・・所有者のご意向に合わせて、お家をご紹介します。移住希望者の話もじっくり時間をかけて伺い、所有者と移住者の双方が気持ちよく、空き家を利用できるよう、丁寧にご縁つなぎします。

##### （3）空家バンク活用状況（米原市）

①空き家バンク登録 ⇒ ②所有者と移住希望者との面談 ⇒ ③条件交渉 ⇒ ④直接契約成立

令和元年10月1日現在（平成26年より累計）

物件登録数 55件

希望者登録数 131件

成約物件数 69件

(4) 移住希望者の内訳（平成31年4月1日現在）

・移住希望者は、市内・県内・県外がほぼ3分の1ずつとなっています。

・空家の活用目的は、ほとんどが住宅ですが、店舗等に活用される方も4分の1程度おられます。

・移住希望者のほとんどは、まずは賃貸での契約を希望されます。

【移住希望者の出身地】

	市内	県内	県外	合計
現在登録者	36	34	27	97
累計	91	76	87	254

【空家の活用目的】

	住宅	住宅兼店舗	店舗等	合計
現在登録者	72	18	7	97
累計	194	46	14	254

【空家の活用希望】

	売買希望	賃貸希望	どちらでも	合計
現在登録者	18	43	36	97
累計	44	154	56	254

#### (5) 成約者の内訳

	市内		県内		県外		合計	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
H26	2	3	0	0	1	2	3	5
H27	7	9	4	9	5	13	16	31
H28	7	12	5	13	4	6	16	31
H29	2	9	4	8	3	6	9	23
H30	4	12	3	5	4	13	11	30
合計	22	45	16	35	17	40	55	120

#### (6) 空家バンクの現状と課題

☆移住希望者の増加・・・田舎暮らしへの関心の高まり、古民家に対する価値観の変化、空家バンクの定着化などにより、空家への移住希望者は年々増加傾向にあり、常時100人程度の移住希望者の方が、空家バンクに登録されており、紹介をお待ちいただいている状況です。

☆高いマッチング率・・・空家バンクにこれまで登録された物件のうち、約42%は新たな入居者が見つかっています。特に、すぐに住むことが出来る家であれば、高い確率で成約に結びついています。改修が必要な物件であっても、移住希望者が気に入れば、成約に至るケースも多くありますので、まずは空家バンクに早めに相談しみるのが重要です。

☆登録物件の不足・・・市内には、800戸を超える空家が存在するにも関わらず、空家バンクへの登録物件はわずかに50戸程度です。登録物件の不足により、移住希望者の多様なニーズにお応えできていないのが現状です。空家は放置しておくと、あっという間に危険な空家になってしまいます。まだ住める状態の間に、空家バンクに登録していただく必要があります。

### 《空家を活用することの主なメリット》

☆大切な家を後世に引き継ぐ事ができる。

☆維持管理費がかからない。

☆家賃（売却）収入が得られる。

☆地域に賑わいが生まれる。

## ⑤ 空家バンクサポーター

### (1) 空家バンクサポーターとは

・空家所有者の方は、先祖代々受け継いできた大切な家を手放すことや、誰かに貸すことで地域に迷惑をかけてしまうのではないかとといった様々な不安により、空家バンク登録に一步を踏み出せない状況にあります。

・空家は放置しておくこと、あつというま間に老朽化が進み、危険な状態になってしまいます。しかし、移住者などが活用することで、地域活性化の起爆剤となる“宝”へと生まれ変わります。

・そこで、空家が活用できる間に、空家バンク登録に向けて空家所有者の背中を押していただいたり、移住希望者の相談役として活動していただくのが、空家バンクサポーターです。（平成31年4月スタート）

活動内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・市や空家バンクへの空家に関する情報提供</li><li>・空家所有者への必要な情報の発信、空家バンク登録の働きかけ</li><li>・移住希望者への必要な情報の発信</li><li>・空家所有者及び移住希望者からの相談等に対する</li></ul>
------	---

	<p>協力及び助言</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市や空家バンクが開催する空家対策に関するイベント等への協力</li> <li>・その他、目的を達成するために必要な活動</li> </ul>
対象者	制度の趣旨に賛同いただける人
任期	任期はありません。
謝礼	<p>自主的なボランティア活動を前提としますが、以下の場合には謝礼をお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サポーター活動により、空家バンクへの物件登録が成立 ⇒ 2,000 円/件</li> <li>・サポーター活動により、空家バンク登録物件の賃貸または売買が成立 ⇒ 5,000 円/件</li> </ul> <p>※その他、空家バンクポーターがいる自治会の空家バンク登録物件に移住者が住まれた場合、自治会に交付金をお支払いします。 ⇒ 10,000 円/件</p>

## ⑥ (一社) 古民家再生協会滋賀との連携

### (1) 連携概要

○空き家が増加する一方で、社会全体の古民家に対する価値が見直されつつあり、地域活性化の鍵になると期待されています。そこで、特定空家等の発生を抑制するとともに、本市への移住定住の促進と地域コミュニティの活性化を図ることを目的に、平成30年9月に古民家（空家）の有効活用に関する専門的なノウハウを有する、(一社)古民家再生協会と連携協定を締結しました。(一社)全国古民家再生協会では、古民家ツーリズム推進にむけて、平成30年9月22日に㈱JTBと包括協定を締結し、ロングステイ財団とも業務提携し、その強化地域に、全国で米原市と長浜市を指定されました。

○さらに、(一社)全国古民家再生協会が企画する、古民家DIYまちづくりを進めようとする“結”プロジェクトに、全国5地区のうちの1つとして、米原市を指定することが、平成31年2月に正式に発表されました。

## (2) 取組事例 中山道柏原宿(飲食店による地域活性化)

○宿場町の趣が今なお色濃く残る「中山道柏原宿」。しかし、飲食店等が少ないことから、観光客等の目的地になりにくい現状があります。また、空家・古民家等の解体により、魅力的な街並みが少しずつ変化しつつあります。

○そこで、空家・古民家を活用した柏原駅周辺および中山道柏原宿の活性化と移住定住の促進に向けて、(一社)古民家再生協会滋賀および株式会社JTBの事務局による「柏原宿活性化検討化検討委員会」を発足し、地域住民とともに、地域住民の活動計画である「柏原宿活性化プラン」を策定します。

○今後、市としては、当該プランに基づき、必要なハード整備(駅前整備、駐車場整備等)を進めます。

## ⑦ その他 空家活用事業

### (1) 米原市体験住宅整備事業

○米原市に移住を希望する移住希望者に対し、一定期間居住し、米原市での暮らし等体験および地域住民との交流を目的とした体験住宅を整備する費用の5分の4以内で1000万円を限度に補助。

○地域と連携しながら、10年以上の期間を体験住宅として運営する。

### (2) JR東海道本線3駅周辺地域移住定住補助金

目的：JR東海道本線3駅（醒ヶ井駅、近江長岡駅、柏原駅）周辺地域にある空家や空地等を活用した移住、定住を促進するため、住宅支援を行う。

期間：平成27年度～平成29年度（3年間）

### （3）びわ湖の素・米原 住宅リフォーム補助金

市内全域を対象とした住宅支援補助金を創設し、若者（子育て世帯）を中心とした市民及び移住希望者に対して、住宅（空家）改修費用の一部を支援することで、本市への移住定住および地域経済活性化を促進する。

### （4）米原市空家家財処分等補助金

市内の空家の利活用を促進し、空家への移住定住を進めるため、空家バンクに登録されている物件の家財道具の処分および清掃にかかる費用の一部を補助する「米原市空家家財処分等補助金」を創設しました。

### （5）空家版エンディングノート

空家バンクへの登録が進まない一つの要因として、所有者が亡くなられてから長年放置されたことにより、所有者（法定相続人）の管理意識が低下するとともに、相続関係が複雑となり、バンク登録ができないといった悪循環に陥っている状況があります。そこで、空家になる前に（所有者の方が元気な間に）、自宅のあり方（引き継ぎ方）を考えていただく一つのきっかけとして、一般的なエンディングノートを作成しました。

### （6）高知工科大学・滋賀県立大学との連携

○空家バンクへの物件登録が進まない大きな要因としては、空家所有者の問題意識の低さがあげられます。

○空家問題は、今すぐに所有者に悪影響を及ぼすものではないため、後回しされる傾向にあります。

○そこで、高知工科大学および滋賀県立大学と連携して、空家所有者および地域に、空家問題と自分ごととして捉えていただくきっかけづくりを行います。

## ⑧ 空家等の適正管理

### (1) 空家等に対する指導状況

○平成30年度の自治会アンケート調査によると、市内の空家は836軒存在し、内97軒は特定空家等に該当する可能性がある危険家屋であると報告がありました。

○条例を施行した平成27年以降、市では空家に関する様々な苦情や相談が寄せられています。

○空家の管理は、所有者にその責任があり、市ではこれまで所有者に対して助言や指導等を行い、自主的な改善を促してきました。

○しかしながら、改善が図られない空家については周辺への悪影響や、危険等の切迫性などを総合的に判断し、特定空家として認定を進めています。附属機関である米原市空家等対策協議会での審議を経て、これまで13件の空家を特定空家等として認定しました。

### (2) 特定空家等の除却促進

#### ○特定空家等除却補助金

・空家は、所有者自らの責任で除却を行うことが原則。しかしながら、市民の安心安全な暮らしを脅かす特定空家については、例外的に支援措置を講じなければ、除却を促進することが難しい状況となっている。

・そこで、特定空家等の除却に対する補助金を創設し、除却を促進することで、市民の安全で安心な生活環境の確保を図る。

#### ○山室木材工業㈱との連携



・市では空家の解体撤去費用を少しでも抑えられるように、平成30年4月に市内の木材リサイクル会社である山室木材工業㈱と、「空家等の除却および再資源化の促進に関する協定書」を締結した。

・この協定により、市内の空家等から発生した木材廃棄物の処分を、山室木材工業㈱に依頼した場合、無償または特別価格で処分していただけることとなった。

・回収された木材は、紙製品へのリサイクルや、バイオマス発電の燃料として利用されている。

### (3) 特定空家等の略式代執行（長岡地区）

○平成30年10月、米原市長岡地先における所有者不存在の特定空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第10項の規定に基づき、略式代執行を実施した。

○本家は、所有者が不存在であることや、危険等の切迫性が極めて高いことから、地域住民の安心安全を最優先した例外的な措置として実施したものである。

○しかしながら、空家は所有者が責任を持って管理するのが大原則である。今後も、所有者に対する指導等を強化するとともに、空家が利活用可能な間に空家バンクへ登録していただくなど、地域住民の安心安全な生活環境の確保に向けて取組を進める。

### (4) 空家等実態調査

○平成28年3月に作成した米原市空家等対策計画を見直すに当たり、市内全戸を対象に現地調査を実施し、空家等の現状を把握する空家等実態調査を下記のとおり実施しています。

空家等実態調査業務	
受託業者	株式会社ゼンリン関西支社
対象地域	市内全域
調査期間	令和元年11月上旬から12月下旬
調査内容	調査員の現地調査による空家等の実態調査

調査対象物件	<p>○水道休止・閉栓中の物件</p> <p>○平成26年度自治会アンケートで空家とされた物件</p> <p>○株式会社ゼンリンで把握している空家物件計1,769戸</p>
調査内容	公道からの目視による調査票の作成と、現況写真の撮影
調査結果の活用	<p>○第2期米原市空家等対策計画の基礎資料として活用</p> <p>○空家情報のデータベース化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パソコン端末で、空家位置、写真、老朽度情報を管理</li> <li>・自治会と共有する中で、空家に対する意識醸成</li> </ul> <p>○固定資産台帳と突合の上、空家所有者（管理者）の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・空家所有者への直接コンタクトが可能</li> </ul>

⑨ まとめ（市民への依頼事項）

☆空家をお持ちの方に、活用できる間に、空家バンクに登録（相談）していただくよう、御案内をお願いします。

市内全域で800戸以上の空家が存在する中で、空家バンク登録物件は、わずか50戸程度。

登録物件が不足しています。御協力をお願いします。

登録物件の約半数は、成約に結びついています。

☆空家になる前に（所有者の方が元気な間に）、自宅のあり方（引き継ぎ方）を家族で話し合ってください。

空家バンクでは、予約登録も受け付けています。

☆自治会内に危険な空家が存在する場合は、市まで御相談ください。

#### 《 所感 》

空家バンクを活用して、空家を利活用することが特定空家を出さない有効な手段であると思いました。ひいてはそのことが町の賑わいの創設にもなり、移住定住促進の起爆剤ともなる事が理解できました。

本市でも空家バンクの登録促進を進めることが大切であると思いました。

# 視察研修・研修会等報告書

議席番号（ 11 ） 議員名（ 小林 勇治 ）

1 令和元年10月23日（水）～25日（金） （日数 2泊3日）

2 場 所

- （1）23日（水）北海道旭川市
- （2）24日（木）北海道東川町
- （3）25日（金）北海道ニセコ町

3 視察、研修事項

- （1）旭川市・・・子育て政策について
- （2）東川町・・・人口増加策について
- （3）ニセコ町・・・まちづくりについて

4 面 接 者

各、視察研修・研修会の成果に記載

5 視察研修、研修会の成果

（1）旭川市

人口335,323人、面積747.66km<sup>2</sup>、人口密度448.50人/km<sup>2</sup>

面接者

旭川市子育て支援部 次長 竹内貴信 様

旭川市子育て支援部 子育て支援課子育て企画係 課長補佐 坂本 剛 様

旭川市議会事務局 議会総務課長 富田康文 様

（ア） 子育て政策について

① 旭川市子ども条例

(制定年月日) 平成24年3月23日公布(4月1日施行)

(条例の目的) 子どもが健やかに育つ環境づくりに関し基本理念を定め、並びに大人、保護者、地域住民、育ち学ぶ施設関係者、事業者及び市の役割を明らかにするとともに、子どもが健やかに育つ環境づくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの夢や希望を市全体が支えるまちの実現に寄与することを目的とする。

(条例の構成及び概要)

1. 全文・・・ 条例の趣旨、基本的な考え方
2. 市民全体の行動指針・・・ 1条：条例の目的 2条：用語の定義 3条：基本理念 4条：大人の役割 5条：保護者の役割 6条：地域住民の役割 7条：育ち学ぶ施設の関係者の役割 8条：事業者の役割 9条：市の役割
3. 条例推進の仕組み・・・ 10条：家庭への支援 11条：地域住民への支援 12条：多様な経験及び学びの機会の提供 13条：子どもの意見表明の機会の提供 14条：基本計画 15条：広報及び啓発 16条：財政上の措置 17条：委任

## ② 子育て支援課

### ● 子どもの未来応援事業

・始期：平成29年度

・事業内容：子どもの居場所づくりを行っている団体等への支援講座の開催や会場費(年額上限3万円)、保険料(年額上限5万円)の助成を行うほか、児童養護施設の子どもや里親に対し、高等学校を卒業後、進学・就職する際の支度金として、1人10万円を支給し、社会的自立に向けて直接的な支援を行う。

・令和元年度予算：1,758千円

### ● あさひかわっ子☆夢応援プロジェクト事業

・始期：平成30年度

・目的：子どもが夢や希望を持ち、自立して生きる力を身に付けることができるように、子どもの主体性及び自律性を育むとともに、市民、団体、企業、行政など市全体で子どもの夢や希望を応援するまちづくりを推進する。

・事業内容：子どもたちから「今、チャレンジしてみたいこと」を募集し、発表・提案内容を審査の上、選考された企画に対し、実現に向けた支援を行う。

・事業実績：応募者数 31 件、選定の結果大賞（助成対象）1 件 奨励賞 4 件

### ③ こども育成課

#### ● 保育士確保事業

・保育士資格取得支援事業（平成 27 年度より）

・保育士宿舎借上げ支援事業（平成 30 年度より）

・保育士イメージアップ事業（令和元年度より）

#### ● 私立認可保育所等建設補助金

・始期：昭和 31 年 10 月 1 日

・事業内容：保育所等運営法人に対して増改築等に係る補助を実施し、保育環境の改善・向上を図るとともに、待機児童の発生を抑制する。

・令和元年度予算：144,321 千円

昨年、待機児童は 0 人である。

#### ● 放課後児童クラブ

・始期・経過：昭和 39 年 7 月旭川市は、学童の非行防止と安全確保のため、北鎮小学校の児童を対象とした学童保育所を全道に先駆けて開設し、昭和 42 年 6 月までに 6 校に児童会を開設した。昭和 59 年からは運営費の一部を受益者負担とし月額 3000 円の納入を保護者に求めることになり現在に至っている（平成 28 年 9 月より月額 4000 円）また、「旭川市放課後児童クラブの運営に関する条例」の施行に伴い、平成 29 年度からは、名称を「留守家庭児童会」から「放課後児童クラブ」へと変更している。

・目的・指導目標：下校後、保護者が家庭にいない、小学校に就学している児童を対象として、家庭的な雰囲気の中で健全な育成を助長し、指導に当たっては、児童に自主性を尊重しながら、家庭及び社会生活を営む上で必要な規律・礼儀・健康・安全など基礎的生活習慣を習得させることを目的とする。

・指導体制（令和元年5月1日）：各児童会に主事、主事補及び支援員を配置して指導にあたる。主事42人、主事補42人、支援員159人。

・開設期間：4月1日から3月29日まで（日曜、祝日、年末年始（12月30日から1月4日を除く）

・開設時間：下校時から午後6時30分まで（土曜日及び春・夏・冬休み期間中は午前8時30分から午後6時30分まで）

・放課後児童クラブ設置状況（令和元年5月1日現在）78か所（対象校42校）2,803人（定員）・・・公立。民設 13か所 443人（定員）。

・令和元年度予算額 放課後児童クラブ運営費：539,569千円 放課後児童クラブ開設費：122,482千円 放課後児童クラブ施設補修費：1,356千円。

#### ● 子育て支援ナビゲーター活動事業

・始期：平成26年4月1日

・事業内容：就学前児童を持つ保護者に対し、保育所・幼稚園等の子育てに関する施設や一時預かり等の保育サービスの情報提供や利用相談を行う。認可保育所等入所不承諾者に対して子育てに関する施設等の利用に関する情報提供を行う。

・相談状況（30年度）：電話相談：537件 来庁相談：279件 行事参加等の相談：299件 入所不承諾者フォローアップ：629件 合計1774件

・令和元年度予算：5,456千円。

#### ④ 母子保健課

- 私の未来プロジェクト事業

- ・始期：平成26年度

- ・事業内容：子どもが、命の大切さや親としての責任を理解するとともに、命を育むことの楽しさや責任を学ぶため保健師等を学校に派遣し、胎児や乳幼児の成長・発達についての講話や乳幼児との触れ合い体験等を実施する。

- ・実施状況（30年度）：小学校：18校、延1,063人。中学校、14校、延1,513人。高等学校：2校、延490人。その他：8回、延55人。

- ・令和元年度予算：3,769千円。

#### ⑤ 子ども総合相談センター

- 地域子育て支援拠点事業

- ・始期：平成9年4月1日

- ・事業内容：子育てに対する身体的・心理的負担が増大している中、子育てに関する不安や悩みなどの軽減を図るため、子育て家庭等に対し児童支援を行う。

- ・実施場所：市内10か所

- ・事業内容：育児相談・・・担当職員が電話・面接により、育児不安や悩みに関する相談指導を行う。 育児サークル等の支援 子育て親子の交流の場の提供 育児講座等の開催 子育て親子ニュース等の発行

- ・令和元年度予算額：60,380千円

- 産後ケア事業

- ・始期：平成30年8月 訪問型は平成31年4月開始

- ・事業内容：産後4か月未満の母親及び乳児のうち、家族等から援助が受けられない者で、育児支援を要する母子を対象に、宿泊、日帰り又は訪問により、助産師等の専門職が心身のケアや育児に関する助言指導を行う。



・実施状況：利用人数：8人 宿泊型：7人（10泊） 日帰り型：3人（3日）。

・令和元年度予算：1,131千円。

#### 《所感》

旭川市は矢板市の10倍の人口規模を要する大都市であり、職員数も3000人からいる。今回担当して下さった子育て支援部だけでも300人からの職員がいるという事でした。矢板市の職員数約260人と比べてみるとその規模の大きさが分かる。子育て支援のおもだったところの説明を伺ったが、出産から高校卒業まで一体的に切れ目のない支援体制が大切であると感じた。矢板市においてもさらに充実した支援体制を整え、人口増加につながる事を期待する。

#### (2) 東川町

東川町は、北海道のほぼ中央に位置し、東部は山岳地帯で、大規模な森林地域を形成しています。また、日本最大の自然公園「大雪山国立公園」区域の一部になっています。北海道の屋根といわれる大雪山連峰の最高峰＜旭岳2,291m＞は、東川町域に所在。豊富な森林資源と優れた自然景観は、観光資源として高く評価されています。大雪山国立公園（面積2,267.64km<sup>2</sup>）は昭和9年（1934年）12月4日に指定を受けており、そのうち東川町は約102.55km<sup>2</sup>となっています。道北の中核都市旭川市の中心部から13km（車で25分）、旭川空港から7km（車で10分）の地点にあります。気候は、上川の内陸部に位置するため、四季の移り変わりがはっきりしています。ふあふあとした雪景色など、四季おりおりで景色を作りだしています。

人口8,115人 面積247.06km<sup>2</sup> 人口密度32.85人/km<sup>2</sup>

面接者

東川町議会 議長 高橋昭典 様

東川町 町長 松岡市郎 様

定住促進課長 吉原敬晴 様

学校教育課長 佐藤文泰 様

生涯学習推進課長 佐々木貴行 様

子ども未来課長 北 雅仁 様

東川町立東川日本語学校事務局 服部剛平 様

東川町議会 事務局長 平田章洋 様

#### (ア) 東川町の幼児教育の状況

##### ①子育て関係施設 3 か所+ $\alpha$

- 東川町幼児センター 0 - 5 歳児・短時間型 250 名在籍
- 地域型小規模保育所 0 - 2 歳児 9 名在籍
- 認可外（企業主導型）保育園（森の保育園タイプ）9 名在籍
- 子育て支援センター（幼児センターに併設）
- 一時預かり 2 か所計 8 名

##### ②保育の特色（幼児センター）

フィンランドの幼児教育の要素を取り入れながら保育課程を構成。町内の子どもたちがほぼ幼児センターに入園することから、保健師、小学校と連携しながら、切れ目のない支援を行う。

- プレスクール事業（4～5 歳児） 様々な体験活動を通じて、将来の人間形成の基礎づくりを行い、小学校入学時に直面するギャップを乗り越える力を育てる。また地域の人々との交流により郷土を意識し、愛する心を育てる。

- Globe 授業 ローカル・グローバル・コミュニケーションの3要素の伸長を狙いとした幼児～高校までが連携した授業の取り組み。幼児期は郷土への愛着の醸成と自分の住むところと違う世界や人種がいることを意識することが中心。小学校、ALT、CIRの協力。
- 外遊びの意識的充実

### ③子育て世代の料金無償化等支援

- 保育料：0～2歳児 年収640万円未満世帯 最長子より数えて2子目以降無償（北海道の多子世帯補助制度利用）
- 副食費：3～5歳児 主食はご飯持参、副食費は幼稚園型・保育所型ともに無償
- 医療費：0～15歳まで無償
- 日曜保育：民間のこまくさ保育園にて、日曜一時預かり実施（主に0～2歳が多い）

### ④その他支援策

- 新婚姻届け・出産届け
- 君の椅子事業（著名デザイナーと町内及び近郊家具作家による名入り椅子の贈呈）
- 不妊治療全額助成（一般不妊治療の人工授精や、特定不妊治療の体外受精の治療費全額を助成）。第1子のみ。
- 独自大学奨学金制度
- インフルエンザ予防接種助成（町立診療所のみ500円）
- 百日記念写真（町内写真館での撮影＋町内クラフト作家の額の贈呈）

## （イ）東川町日本語教育事業（東川町立東川日本語学校）施設見学

### ① 設立経緯

1985年に東川町が「写真の町に関する条例」を制定するとともに、「写真の町宣言」で、世界に開かれたまちづくりの創造を目指す中で、国際交流・国際貢献の一環として2009年に東川町短期日本語・日本文化研修事業を開始しました。2014年までの5年間事業を実施し、およそ1000名の受け入れを行ってきた実績を踏まえ、東川町の自然環境や文化的地理的な環

境を生かし、日本語教育を通して世界各国と交流することで多文化共生社会の実現の推進につなげていくべきと考え、全国初となる公立日本語学校の設置認可申請を2014年10月に札幌入国管理局に対して行いました。そして、2015年4月に設置許可の内示を受けたのち、2015年8月26日付け官報で告示を受け、正式に日本語教育機関として認可されました。その後、2015年10月1日をもって正式に東川町立東川日本語学校として開学し、翌10月2日に開校式を行いました。

## ② 設立目的

- 日本語、日本文化を世界に広め、日本語教育を通して国際貢献を行う。
- 東川町を世界に向けてPRし、世界に開かれたまちづくりを推進する。
- 交流人口を増やし、地域および地域経済の活性化を図る。

## ③ 東川町立東川日本語学校概要

- 校 名：東川町立東川日本語学校
- 所 在 地：上川郡東川町北町1丁目1-1 東川町複合交流施設せんとびゅあI内
- 設置代表者：東川町長 松岡市郎
- 校 長：奥山富雄
- 開設年月日：2015年10月1日
- 設置コース：1年コース及び6か月コース
- 募集定員：1年コース60名、6か月コース40名
- 学 費：1年コース800,000円 6か月コース400,000円  
\*奨学金制度あり（2分の1奨学金）

## ④ 東川町立東川日本語学校の特徴

- 全国初で唯一の公立の日本語学校である。
- 奨学金制度が充実しており、他の民間日本語学校に比べて授業料が安い。
- 旧東川小学校校舎の跡地を利用。
- 豊かな自然のもと、学習に集中できる環境。

## ⑤ 一日の時間割り

時間	内容
1校時 (9:00~9:45)	

2校時 (9:50~10:35)	日本語の授業
3校時 (10:55~11:40)	
4校時 (11:45~12:30)	
午後 (13:30~15:10)	自習・試験対策・日本文化学習

### ⑥ 授業内容

毎日行われる日本語の授業については、45分/コマの授業を1日4コマ行っています。テキストは受講者のレベルや受講期間に応じて選定し、「読む」「書く」「聞く」「話す」の四技能を総合的に伸ばすことを目指し授業を行っています。また、学生とのコミュニケーションを重視し、授業の中で質問・応答を多く取り入れることで、間違いを恐れずに日本語を話してもらう環境づくりに心がけています。一般的には午前中で授業が終わる日本語学校も多い中で、午後に自習や日本語能力試験（JLPT）対策の授業をすることで学習時間を増やし、6か月や1年といった比較的短期間での日本語能力向上を図ります。

### ⑦ 日本文化授業について

留学生に日本語だけでなく、日本の文化や北海道の自然について学んでもらうため、不定期ですが午後に日本文化授業の時間を設けています。日本文化授業については、以下のようなものがあります。

- 日本文化体験：茶道や日本舞踊など、日本の伝統文化を体験する。
- 東川体験：木工や陶芸、写真など東川の特色を生かした体験学習が行われる。
- 自然体験：北海道の最高峰・旭岳や、近隣町村（美瑛町・富良野市）など北海道の自然を肌で感じ、理解を深める学習。
- 施設見学：旭山動物園や科学館、美術館などを訪れ、見聞を広める。
- 研修旅行：小樽など人気スポットを訪れ、北海道の魅力を感じてもらう。

### ⑧ 宿泊施設について

留学生は、基本的に町内の学生会館に入館します。町内には、東川町が所有する施設であり、（株）東川振興公社が管理・運営する東川町国際交流会館及びせんとぴゅあ 1 宿泊施設、民間の（株）西川食品が所有・運営する国際交流館マ・メゾン東川があります。これらの施設では朝・夕の2食付きで、（学）北工学園旭川福祉専門学校に通う留学生や日本の学生も生活しています。また、

東川暮らし体験館（3LDK—食事なし）の施設も一部の短期研修生等に使用させています。

#### ⑨ 学生の募集について

学生の募集については、東川町が委託している海外5か所（台湾、タイ、中国、韓国、ベトナム）の「東川町留学生支援事務所」が主に担っています。東川日本語学校の広報から学生の募集～送り出しまで行うほか、東川町の観光及び物産PRも行っています。

#### ⑩ 学生の進路について

東川日本語学校は、6か月コース及び1年コースと比較的留学期間が短いコースのため、休学や休職での入学や、日本語力を磨いて自国での就職に結び付けようとする学生が比較的多くなっていて、卒業後に帰国する学生が大半を占めます。しかしながら、最近是国内の大学や専門学校への進学、道内企業への就職をする学生も増えてきています。東川日本語学校では、国内での進学・就職を希望する学生のサポートを行っています。

#### （ウ）移住定住促進政策について

##### ①東川町の概要・・・恵まれた自然と立地条件

- 北海道のほぼ中央に位置し 旭川空港から約10分 旭川駅から約30分
- 上水道がない 地下水で生活するまち
- 北海道屈指の米どころ
- 木工業が盛んで旭川家具の30%が東川町で生産
- 商店街の看板はぬくもりのある木彫看板

##### ②東川町の概要・・・水が豊かにあふれる町

- 大雪山の恵みを大切に、町民が毎日、天然水で暮らすまち

東川町は、全国的にも珍しい、北海道でも唯一の上水道の無い町です。その秘密は、大雪山の大自然が蓄えた雪解け水が、長い年月をかけてゆっくりと地中深くにしみ込み、ゆっくりと東川町へ大切に運ばれてくるからなのです。

東川町で暮らす人たちは、生活水として利用しており、天然の美味しい水で育ったお米や野菜は格別です。また、豆腐や味噌など東川町の地下水を惜しみなく使い、本物の味を追求した加工品や、飲食店でも水の恩恵を受けています。

大雪旭岳源水は、大雪山の自然が創り上げた銘水として知られ、良質で美味しい地下水に恵まれた中でも最上級の水です。ミネラルが豊富にバランスよく含まれ、水温も約6～7度と通年を通して一定で、日々こんこんと湧き出ています。（湧出量1分間に約4,600L）

平成25年1月には町やJAひがしかわも出資して「㈱大雪水資源保全センター」が設立、水ボトルの生産稼働を開始しました。

● 成分表

硬度	1.20
カルシウム	26.3mg/l
マグネシウム	11.6mg/l
ナトリウム	18mg/l
カリウム	4.3mg/l
サルフェート（珪酸イオン）	41.6mg/l
p h	7.3（弱アルカリ性）
水温	7.0度
湧出量	4,600 l/min

③定住人口の推移について・・・ゆるやかに人口が回復

● 定住人口の増加

昭和25年の人口10,754人をピークにその後減少傾向が続き、平成5年度には7,000人を切りましたが、平成6年度以降、写真の町事業及び各関連施策の実施により、ついに平成26年11月4日に目標人口の8,000人を突破しました。令和元年8月31日 人口 8,355人（内外国人367人）

● 宅地分譲

● ちょっとぐらし（お試しハウス） 大雪遊水ハウス

宿泊数	宿泊料金
1泊	10,500円 /室
2泊	21,000円 /室
3泊	31,500円 /室
4泊	39,900円 /室
23泊から1か月 (月額)	84,000円 /室

#### ④life&work 東川スタイル

##### グリーンヴィレジ

「東川風住宅設計指針」に基づき、庭の植栽、木材の利用、屋根の形、色、外壁の色、塀や囲いの制限、オイルタンクを隠す方法など、美しい街並みを実現するために各戸が取り組むべき細かい規定があります。

町と建主はこれらの景観協定を締結する。住宅の間には、緑道があり住民が共同で敷地の管理を行います。

##### 移住のための支援・・・戸建住宅から起業まで

- 景観住宅建築支援事業平成18年度より

##### 景観住宅建築支援事業

- ・内容：東川風住宅設計指針の基準を満たす住宅を新築する場合

カーポート及び物置等の附属建築物建設費に対して補助

概要：町内業者施工 事業費の1/2以内 上限50万円

- ・条件：景観への配慮（壁・屋根・車庫等の外観・色・材質を指定）

※東川町景観住宅建築支援事業認定基準遵守



- 新規起業者への支援事業 平成15年度より

### 企業化支援事業

内容：企業等が新たに投資して、町内にて指定事業場に掲げる業を開始する場合 土地、家屋、設備等の固定資産の取得及び改修等に要した費用の1/3以内を補助 ・1事業者1,000千円上限（100千円以下は対象外）

条件：企業等が投資した額が30,000千円未満で1人以上の専従者を有し、起業してから1年以内の場合 ※立地・増設による固定資産税の減免支援との重複はできません。

- 居住者・移住者への支援事業

### きた住まいる建設推進事業補助金 平成26年度より

内容：事業費の1/2以内で上限150万円の補助（町外事業者、上限100万円）（二世帯住宅の場合は、その2倍）

条件：・東川風住宅設計指針に定める審査基準を満たすこと（景観への配慮） ・北海道が定める「きた住まいる」に登録された戸建て専用住宅であること ・UA値0.28以下 ・C値1.0以下

- 二世帯居住推進事業補助金 平成26年度より
- 薪ストーブ等設置補助金
- 高齢者世帯住宅リフォーム支援事業補助金 平成27年度より

### ⑤ 写真の町の取り組み 町民が参加し後世に残せるまちづくり

#### 概要

- 写真の町の出発点

観光地の振興策 ⇒ 一村一品運動が盛んになり、東川町が21世紀に向けて「町民が参加し後世に残し得る町づくり」を模索。 ※町全体が強い発信力を持つことが重要 「写真の町宣言」（1985年6月1日・写真の日）

● 写真の町の目的

「自然」や「文化」そして「人と人の出会い」を大切にすること

- ・写真写りの良い町づくり
- ・写真写りの良い人づくり
- ・写真写りの良い物づくり

● 写真の町推進事項（写真の町に関する条例第2条）

- ・写真の町東川賞の授賞
- ・東川町国際写真フェスティバルの開催
- ・写真写りのよい風景・生活づくりの奨励・推進
- ・写真を活用した地域づくりの推進
- ・写真の町と言われるにふさわしい諸施設の整備
- ・国内及び国外の都市との交流推進

● 東川町国際写真フェスティバル

「写真によって出会にみちた町にしようという理念を実現し、「写真の町」の一年間の集大成と翌年への新しい出発のための祭典

● 写真甲子園

写真甲子園は、写真を撮ることで、その面白さ、深さ、広がりを感じるための世界。写真甲子園は高校生たちの新しい活動の場所です。

● 高校生国際交流写真フェスティバル

次代を担う世界の高校生同士が写真文化を通じて会話を深め、友情の輪を広め交流する場を提供し東川町の魅力を世界にアピールしながら国際交流を推進する。

#### ⑥ 君の椅子プロジェクト 世界に一つだけの「君の椅子」

生まれてきてくれてありがとう 君の居場所はここにあるからね。

「誕生する子どもを迎える喜びを、地域の人々で分かち合いたい」このプロジェクトは、旭川大学大学院ゼミのそんな会話から始まりました。東川町は、2006年から「君の椅子プロジェクト」に参加し、まちに生まれたすべての新しい生命に木の椅子を贈っています。

「ようこそ、君の居場所はここにあるよ」

君の椅子には、東川の手作りの椅子を通じて子どもたちの成長を温かく身守りたい、そんな願いが込められています。贈られる椅子は、毎年選定されるデザインを家具職人の手で制作しています。

#### ● 新しい東川小学校 小さい時から本物に触れる

平成26年3月に完成、10月から利用開始した新しい小学校は、平屋でオープン教室、学童保育機能がある地域交流センターが隣接しており、延長が270m。学校敷地が約4ヘクタール。周りに12ヘクタールの公園（人口芝サッカー場・軟式野球場・多目的芝生広場・1ヘクタールの水田・体験農園・果樹園）等が配置されています。

#### ● 芸術作品との出会い

世界的に有名な「安田 侃」氏の作品が2点、小学校内部には町内作家のアートワーク5作品が設置され、子どもたちが本物を体験しています。

#### ● 東川中学校 入学時に渡された手作りの椅子 卒業時にプレゼント

中学に入学されるお子さんには ひとつひとつ 手作りされた椅子が渡されます。

毎日の学習には手作りの机と椅子が使用されます。

毎日の学習に使用してきた 手作りの「椅子」は

卒業式の日にはプレゼントされます

## 《 所感 》

東川町の地理的条件を最大限に生かしたまちづくりに取り組んでいるという印象を受けました。だからこそ人口減少が全国的課題である中で人口増加に転じているのだと感じました。

何故なのか、移住してくる人が起きる魅力があるからです。大雪山系から湧き出る地下水は何物にも代え難い人類の宝を所有しているのです。町のどこでも20メートルも掘ると自然の美味しい水が湧き出るのであります。このような町は日本のどこにもない。大切に守り抜いていただきたい。

矢板市にも高原山があるがその水脈は隣の塩谷町側に流れているので、豊かな水流を得ることがないが、雄大な自然景観があります。おしらじの滝をはじめとする八方ヶ原などの自然を活用し滞在型アウトドア等交流人口増につなげる施策に力を入れることも、人口減少対策になるのではないかと感じました。

### (3) ニセコ町

人口5,203人 面積197.13km<sup>2</sup> 人口密度26.4人/km<sup>2</sup>

ニセコ町は道央の西部、後志（しりべし）地域ほぼ中央に位置し、標高は役場地点で140m。東に支笏洞爺国立公園の秀峰羊蹄山、北にニセコ積丹小樽海岸国定公園のニセコアンヌプリ等の山岳に囲まれ、波状傾斜の多い丘陵盆地を形成。内陸的気候のため、平均気温は7.0度。冬季の最深雪は2mにも達する豪雪地である。

「ニセコ」の町名由来：「切り立った崖」という意味のアイヌ語

面接者

ニセコ町役場 企画環境課 自治創生係 川埜満寿夫 様

ニセコ町役場 企画環境課 広報広聴係 四條楓弥 様

(ア) まちづくりの取り組み

① 基本概念

まちづくりのテーマ（基本概念）『住むことが誇りに思えるまちづくり』～暮らしやすさが実感できる、元気とやすらぎのあるまちづくり～

まちづくりの2大原則

● 情報共有

原則：（まちづくり基本条例第2条）まちづくりは、わたしたち町民がまちづくりに関する情報を共有することを基本に進めなければならない

（ニセコ町情報公開条例前文）個人の知る権利を保障するとともに町の説明責任を明らかにし、公正で分かりやすいまちづくりを推進する

町民の権利：（まちづくり基本条例第3条）わたしたち町民は、町の仕事について必要な情報を受け、自ら取得する権利を有する

町（議会、執行機関等）の責務：・説明責任（同第4条） ・情報の収集及び管理（同第8条） ・個人情報の保護（同第9条）

● 住民参加

原則：（まちづくり基本条例第5条）町は、町の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、町民の参加を保証する

町民の権利：（同第10条）わたしたち町民は、まちづくりの主体であり、まちづくりに参加する権利を有する

未成年の町民の権利（同第11条）：満20歳未満の青少年及び子どもは、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利を有する

議会、町長の責務（同第17～35条）：・議会は広く町民から意見を求める  
・町民の信託に応えた町政  
・町職員は「まちづくり専門スタッフ」  
・付属機関（審議会など）への公募委員配置  
・意見・要望・苦情などへの応答義務

町民の責務（同第12条）：わたしたち町民は、まちづくりの主体であることを認識し、総合的視点に立ち、まちづくりの活動において自らの発言と責任を持たなければならない

## ② 実践の積み重ねによる基本概念の達成

### ● 情報共有の取り組み ～透明性の確保・説明責任の明確化～

・文書管理（ファイリング）システム・原則公開の諸会議、委員会及び会議録の公表

・財政の透明化（財政危機突破計画、予算編成、予算ヒアリング）の公開

・財政状況の公表、予算説明書4「もっと知りたいことしの仕事」の発行

・情報公開条例、個人情報保護条例（平成11年4月）

#### <広報広聴事業の充実>

・まちづくり広聴箱、「私の意見」（手紙、メール）

・メディアミックスによる効果的な情報発信（課題提示型広報紙「広報ニセコ」、公式ウェブサイト、コミュニティFM、ツイッター、フェイスブック（英語、韓国語）など）

### ● 住民参加の取り組み ～自らが責任を持って行動するまちづくり～

・各種委員公募  
・まちづくり委員会  
・ふるさとづくり寄付制度（条例）

- ・ 条例や計画を制定、改廃する際の住民参加義務付け
- ・ 事業ごとの住民検討会議（中心市街地、道の駅、温泉施設など）
- ・ 住民自らの事業企画、運営（NPO法人による学習交流センター「あそぶつく」運営）
- ・ コミュニティ支援（まちづくりサポート事業）
- ・ 町民投票制度（最終手段として担保）

#### <未成年者の住民参加の保障>

- ・ 子ども会議 ・ 小中学生まちづくり委員会
- 取り組みを支えるために ～町職員「まちづくり専門スタッフ」の育成～
  - ・ 職員研修の充実（政策法務能力の向上、人的ネットワークの充実）
- 自ら考え行動できる職員＝自立して町民とともに歩む職員・組織づくり
  - ・ さまざまな連携（インターンシップ受入、CIR、ALT配置、研究会や学会への参加など）
  - ・ 横断的な職務遂行、職員プロジェクトチーム
  - ・ ファイリングシステムの活用など、効率的な情報共有・業務運営

#### ① 主な実践（取り組み）の概要

- 文書管理システム（ファイリングシステム）

町民が主体的なまちづくりを進め、議論するためには、まちの情報が常に共有されていなければならない。行政の情報＝町民の共有財産の認識のもと、行政は情報を体系的に管理する責務がある。そこで、平成12年度からファイリングシステムを導入・運用。平成16年には、ファイリングを基本とする文書管理条例を整備。

ファイリングシステムの目的は、情報の検索性を高め、情報を高度に利用することである。そのために、文書の私物化を徹底的に排除し、文書（情報）を共

有化することで、誰でも情報を活用することができるようになっている。また、職員が文書の検索に費やす時間を要しないため、行政コストの大幅な削減につながっている。

- ・本町では、すべての端末からデータ入力や情報の検索を可能とした「文書情報公開システム」を独自に開発。このシステムは、誰もがインターネット上からその情報を検索、活用することも可能にしている。

- ・庁舎内の現年度・前年度文書は全てキャビネットに収納する。フォルダに収納された文書は、ガイド名を目視検索することにより、30秒以内の取り出しが原則。

- ・退庁時には、全ての文書がキャビネットに収納され、机の上には何も残らないため、まるで「滑走路」のようになる。業務環境にも厳しいルールがある。

- 財政危機突破計画（長期財政計画）

直面する厳しい財政状況を正確に捉え、どのようにその厳しさを乗り越えるかについて、町民と情報共有することも重要である。平成16年9月、町村合併の是非を問う議論が進められるなか、単独で自立した行政運営を続けた場合の財政状況を推計した「財政危機突破計画」を作成。この計画は合併の是非を判断するための参考資料として、町内の全世帯に配布されている。現在、合併議論は白紙となり、本町では持続可能なまちづくりを目指すため、この計画に基づき行財政運営を行っている。計画の進捗状況は、毎年町民に報告されている。また、平成24年度からこの計画の「中期財政見直し」を行い進行管理に努めている。

- 予算説明書「もっと知りたいことしの仕事」

町の予算は本来、町民のものであり、行政には毎年度の予算を町民にわかりやすく説明する責務がある。そこでニセコ町では、法律で定める通常の予算書では伝わらない予算の具体的な内容を、町民に分かりやすくお知らせするため平成7年度から本書を作成し、毎年5月に町内全世帯へ無料配布している。



本書は全ての事業に加え、町の財政状況についても町の借金（町債）や貯金（基金）の額、町長や職員の給料の状況などを掲載。なお、各事業の掲載方法は、予算費目や担当部署ごとに掲載するのではなく、総合計画に基づいた事業分野別（生活、教育、環境、福祉など）に分類。財政の健全化判断比率（4指標）の状況も掲載。

平成17年に実施した町民アンケート調査では、回答者の61%が「役に立っている」と評価し、継続的な発行（町による予算内容の説明）を求める声が根強い。

・仕様（平成31年度版）：A4版194ページ 2,400部発行

・平成31年度作成金額：103万円 ※1冊あたり単価＝約431円

・町外にお住まいの方も入手できます（1部1,000円 ㈱ニセコリゾート観光協会にて販売。ニセコ町ホームページから購入方法が確認できます）

・説明文は行政用語を極力排除し、中高生が読んでも分かるように心がけて作成している。また、工事個所の説明も図面を活用するとともに「〇〇さん地先～△△さん地先」というような具体的表現をしている。また、事業の予定日なども掲載し、日常的に活用できるようにしている。

● まちづくり町民講座、まちづくり講演会・シンポジウム

「まちづくり町民講座」は、役場の担当課長などが説明者になり、町民へ自分の担当分野の現状や課題をお知らせし、その課題について議論する場。平成8年度から始まったこの取り組みは、平成30年度には通算177回となった。

町民講座の役割は、大きく分けて2つある。1つは、町の将来に向かっての課題を住民と行政が共有し、共に考える場。もう1つは、職員が自分の仕事について住民に分かりやすく説明する力、対話する姿勢、意見をまとめる能力を養う研修の場でもある。

この他「まちづくり講演会、シンポジウム」として、外部講師なども交え広範な議論、勉強会なども毎年開催。最新の課題について共に考える場を提供し続けている。

《 所感 》

視察条件に当町への宿泊とあったので晩秋のニセコ町に宿泊した。ホテルの隣接地は「水源地保全地域」の立て看板が立っていたので、水源地を守っているのだと受け止めた。

さて、この研修で感じた事は、情報の公開と共有という事であった。そのことが、行政側と町民との間でよくなされていることが理解できた。この取り組みは、本市においても参考になると思います。